

# 令和5年4月に確認を予定する 教育・保育施設・地域型保育事業所について

子ども未来部 保育幼稚園指導課

令和5年4月 確認予定の教育・保育施設及び地域型保育事業所一覧表

教育・保育提供区域	過不足量※1 【供給量－需要量】		確認予定数			施設・事業所名【定員】	定員増数 ※2※3	備考	
			保育所	こども園	小規模				
	①JR以北・芥川以西 区域	2号	▲ 27	—	—	—	—		
		3号	▲ 65	—	—	—	—		
	②JR以北・芥川以东 区域	2号	▲ 74	—	—	1	①キラキラ園【18名】	—	①新設
		3号	▲ 69	—	—	—	—	18	
	③JR以南・芥川以西 区域	2号	▲ 31	—	1	1	②ぼぶらの里富田保育園【19名】	21	②新設
		3号	▲ 82	—	—	—	③富田認定こども園【152名】 ※2	10	③民営化
	④JR以南・芥川以东 区域	2号	▲ 58	—	—	—	—	—	
		3号	▲ 127	—	—	—	—	—	
	⑤五領・上牧 区域	2号	▲ 1	—	—	—	—	—	
		3号	▲ 16	—	—	—	—	—	
	⑥三箇牧・柱本 区域	2号	▲ 9	—	—	—	—	—	
		3号	▲ 1	—	—	—	—	—	
	合計	2・3号	▲ 560	0	1	2	—	49	

※1 過不足量とは、区域ごとに教育・保育の需給量を図ったもの（利用保留児童数：令和4年4月現在） 利用保留児童数には1園のみの希望者等を含む。

※2 1号認定こどもの定員を除く。

※3 新設による増加及び民営化に伴う既存公立園との増減の合計値（富田保育所→富田認定こども園：2号21名増、3号9名減）

（富田保育所→富田認定こども園：2号定員85名→106名、3号定員55名→46名）

■ 令和5年4月 確認予定の教育・保育施設及び地域型保育事業所 概要

教育・保育提供区域		②JR以北・芥川以東 区域								③JR以南・芥川以西 区域																									
施設・事業所名		①キラキラ園								②ぼぷらの里富田保育園				③富田認定こども園																					
施設・事業所類型		地域型保育事業(小規模保育事業A型)								地域型保育事業(小規模保育事業A型)				教育・保育施設(幼保連携型認定こども園)																					
実施主体		株式会社 ニコニコグループ								株式会社 BEIT				社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会																					
施設・事業所所在地		浦堂本町65番15号								富田町三丁目8番13号 ウェル I ビル 101				昭和台町一丁目1番1号																					
年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳~5歳の 異年齢保育室4部屋		合計														
利用定員(人)		0	9	9				18	3	8	8				19	6	18	22	33	33	32	32	176												
保育室面積(m <sup>2</sup> )		52.14						52.14	10.08	26.42	16.59				53.09	24.24	62.35	55.17	63.00	63.00	59.50	59.50	386.76												
施設・事業所概要	延床面積	137.75						m <sup>2</sup>	142.61				m <sup>2</sup>	967.4(①479.7、②487.7)						m <sup>2</sup>															
	構造階建	鉄骨造2階建ての1, 2階部分								鉄骨造4階建ての1階部分				①幼児棟(既存幼稚園園舎) 鉄骨造1階建て ②乳児棟(仮設園舎) 軽量鉄骨造2階建て 1, 2階部分																					
連携施設		ニコニコ園								①桜北町第一保育園 ②つきの保育園																									
特記事項		・保育室の部屋割りは、1歳児5名(有効面積19.48m <sup>2</sup> )、1歳児4名及び2歳児9名(有効面積32.66m <sup>2</sup> ) ・連携施設はグループ園であり、同園の利用定員を増加し、令和6年4月1日までに卒園児受け入れ枠を設定する予定。								・連携施設のうち、卒園後受け入れ枠は②つきの保育園の2名				・当該園は、公私連携幼保連携型認定こども園として運営。 ・3歳~5歳の内訳は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="1460 1024 1792 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>							3歳	4歳	5歳	1号	5	9	10	2号	33	35	38	合計	38	44	48
	3歳	4歳	5歳																																
1号	5	9	10																																
2号	33	35	38																																
合計	38	44	48																																
備考		令和5年4月1日[確認予定]								令和5年4月1日[確認予定]				令和5年4月1日[確認予定]																					

※上記施設・事業所の確認について、各種基準条例に定める基準に合致することは確認済み。

## 「各基準条例及び基準省令一式」

- ① 高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例  
[https://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunsho/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k209RG00001091.html](https://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunsho/reiki_int/reiki_honbun/k209RG00001091.html)
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60000100061\\_20210701\\_503M60000100055](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60000100061_20210701_503M60000100055)
- ③ 高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例  
[https://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunsho/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k209RG00001044.html](https://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunsho/reiki_int/reiki_honbun/k209RG00001044.html)
- ④ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60000182001\\_20220401\\_504M60000182001](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60000182001_20220401_504M60000182001)
- ⑤ 高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
[https://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunsho/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k209RG00001092.html](https://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunsho/reiki_int/reiki_honbun/k209RG00001092.html)
- ⑥ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60000002039\\_20220401\\_504M60000002025](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426M60000002039_20220401_504M60000002025)

※最新の基準は上記 URL をご参照ください。また、会議当日は別冊にてご用意させていただきます。

※令和4年4月1日に条例が改正され、市の独自基準を除く基準については省令の例による改正が行われています。

※条例については市が提供する例規集、基準省令についてはデジタル庁が提供するe-Gov法令検索から引用しています。

地域型保育事業確認基準適合調書

1. 基本情報

申請日	令和 5 年 1 月 13 日
申請者	株式会社ニコニコグループ
事業所の名称	キラキラ園
事業所所在地	浦堂本町60番15号
事業類型	地域型保育事業(小規模保育事業A型)
事業開始予定年月日	令和 5 年 4 月 1 日

2. 定員及び連携施設等

項目	記入内容(概要)					チェックのポイント
管理者名	奥野 香織					専従及び常勤となっているか。(加配対象項目)
開所時間	平日	7 時 30 分 ~ 18 時 30 分				11時間の開園時間となっているか。
保育時間	平日	8 時 00 分 ~ 16 時 00 分				8時間の保育時間となっているか。
利用定員	3号	0歳児	1歳児	2歳児	合計	(3号)0歳≤1歳≤2歳の定員設定となっているか。
		0	9	9	18	
連携施設	施設名	ニコニコ園				
	設置者名	株式会社ニコニコグループ				
	施設類型	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業				
	所在地	高槻市浦堂本町57-4				
連携内容	<input type="checkbox"/>	利用乳幼児に集団保育を体験されるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。				
	<input type="checkbox"/>	必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。				
	<input type="checkbox"/>	当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。				
食事の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 連携施設等からの搬入					

3. 職員の状況

項目	記入内容(概要)	
職員体制計画	管理者	1 名 保育士 7 名
	調理員	2 名 嘱託医 2 名
	その他職員	1 名
	合計	13 名

(職員配置基準)

○ 基準上必要な職員数

園児の年齢	定員	職員配置基準
0歳児	0 人	÷ 3 人 = 0.0 人
1歳児	9 人	÷ 6 人 = 1.5 人
2歳児	9 人	÷ 6 人 = 1.5 人
基準上必要な職員数(職員配置基準+1)		4.0 人

○ 配置基準の対象となる職員数

常勤職員数①		3	人
非常勤職員数	対象職員	3	人
	常勤換算②	1	人
配置職員数①+②		4	人
基準適合状況		適合	

※その他、非常勤保育士1名、子育て支援員1名配置

4. 土地・建物の状況  
(基本情報)

事業所	構造		鉄骨 造 2 階の 1, 2 階部分			※保育室は1階のみ
	所有形態	敷地建物	専有延床面積	137.75	m <sup>2</sup>	
屋外遊戯場	所有形態	公園等代替地	面積	429.00	m <sup>2</sup>	代替地 浦堂本町かえて児童遊園

チェック欄	項目	チェックのポイント
1階部分	事業所の構造	2階建以上の事業所について耐火建築物又は準耐火建築物となっているか。
1階部分	事業所の構造	2階建以上の事業所について、条例で規定する常用及び避難用の設備が設けられているか。

(事業所の面積基準)

○ 満3歳未満の園児の数に応じた面積(基準上必要な面積)

園児の年齢	定員	面積基準	
0歳児	0 人	園児数×3.3m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
1歳児	9 人	園児数×3.3m <sup>2</sup>	29.70 m <sup>2</sup>
2歳児	9 人	園児数×1.98m <sup>2</sup>	17.82 m <sup>2</sup>
基準上必要な面積			47.52 m <sup>2</sup>

○ 面積基準との適合

基準上の必要面積	47.52 m <sup>2</sup>
事業所の延床面積	52.14 m <sup>2</sup>

適合状況	適合
------	----

(保育室等の面積基準)

園児の年齢	定員	各室面積合計	面積基準	園児1人当たり面積	基準適合
①1歳児	5 人	19.48 m <sup>2</sup>	園児1人当たり3.3m <sup>2</sup>	3.89 m <sup>2</sup>	適合
②1、2歳児	4 人	32.66 m <sup>2</sup>	園児1人当たり3.3m <sup>2</sup>	- m <sup>2</sup>	適合
	9 人	m <sup>2</sup>	園児1人当たり1.98m <sup>2</sup>	- m <sup>2</sup>	適合
保育室等の面積		52.14 m <sup>2</sup>	※②の必要面積 1歳児4人×3.3m <sup>2</sup> = 13.2m <sup>2</sup> 2歳児9人×1.98m <sup>2</sup> = 17.82m <sup>2</sup> 13.2m <sup>2</sup> +17.82m <sup>2</sup> = 31.02m <sup>2</sup>		

(屋外遊戯場の面積基準)

○ 2歳児の数に応じた面積(基準上必要な面積)

園児の年齢	定員	面積基準		適合状況
2歳児	9 人	園児数×3.3m <sup>2</sup>	29.70 m <sup>2</sup>	適合

地域型保育事業確認基準適合調査

1. 基本情報

申請日	令和 5 年 1 月 13 日
申請者	株式会社BEIT
事業所の名称	ぼぶらの里富田保育園
事業所所在地	富田町三丁目8番13号 ウェルIビル101
事業類型	地域型保育事業(小規模保育事業A型)
事業開始予定年月日	令和 5 年 4 月 1 日

2. 定員及び連携施設等

項目	記入内容(概要)	チェックのポイント								
管理者名	石橋 昇士	専従及び非常勤となっているか。(加配対象項目)								
開所時間 平日	7 時 30 分 ~ 18 時 30 分	11時間の開園時間となっているか。								
保育時間 平日	8 時 30 分 ~ 16 時 30 分	8時間の保育時間となっているか。								
利用定員	<table border="1"> <tr> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>19</td> </tr> </table>	0歳児	1歳児	2歳児	合計	3	8	8	19	(3号)0歳≤1歳≤2歳の定員設定となっているか。
0歳児	1歳児	2歳児	合計							
3	8	8	19							
連携施設	施設名	①桜北町第一保育園(保育所) ②つきの保育園(企業主導型)								
	設置者名	①株式会社T+Hコーポレーション ②株式会社ひかり								
	施設類型	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input checked="" type="checkbox"/> 企業主導型保育事業								
所在地	①桜ヶ丘北町2番12号 ②東五百住町三丁目16番19号									
連携内容	<input type="radio"/>	利用乳幼児に集団保育を体験されるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。①、②と								
	<input type="radio"/>	必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病欠、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。①のみ								
	<input type="radio"/>	当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。②のみ								
食事の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 連携施設等からの搬入									

3. 職員の状況

項目	記入内容(概要)
職員体制計画	管理者 1 名 保育士 7 名
	調理員 1 名 嘱託医 2 名
	その他職員 2 名
	合計 13 名

(職員配置基準)

○ 基準上必要な職員数

園児の年齢	定員	職員配置基準
0歳児	3 人	÷ 3 人 = 1.0 人
1歳児	8 人	÷ 6 人 = 1.3 人
2歳児	8 人	÷ 6 人 = 1.3 人
基準上必要な職員数(職員配置基準+1)		5.0 人

○ 配置基準の対象となる職員数

常勤職員数①		7	人
非常勤職員数	対象職員	0	人
	常勤換算②	0	人
配置職員数①+②		7	人
基準適合状況	適合		

4. 土地・建物の状況

(基本情報)

事業所	構造		鉄骨	造 4 階の 1 階部分		
	所有形態	敷地建物	賃賃(有償)	専有延床面積	142.61	m <sup>2</sup>
屋外遊戯場	所有形態	公園等代替地	面積	700.00	m <sup>2</sup>	代替地 富田町五丁目こすもす公園

チェック欄	項目	チェックのポイント
1階部分	事業所の構造	2階建以上の事業所について耐火建築物又は準耐火建築物となっているか。
1階部分	事業所の構造	2階建以上の事業所について、条例で規定する常用及び避難用の設備が設けられているか。

(事業所の面積基準)

○ 満3歳未満の園児の数に応じた面積(基準上必要な面積)

園児の年齢	定員	面積基準	
0歳児	3 人	園児数×3.3m <sup>2</sup>	9.90 m <sup>2</sup>
1歳児	8 人	園児数×3.3m <sup>2</sup>	26.40 m <sup>2</sup>
2歳児	8 人	園児数×1.98m <sup>2</sup>	15.84 m <sup>2</sup>
基準上必要な面積		52.14 m <sup>2</sup>	

○ 面積基準との適合

基準上の必要面積	52.14	m <sup>2</sup>
事業所の延床面積	53.09	m <sup>2</sup>
適合状況	適合	

(保育室等の面積基準)

園児の年齢	定員	各室面積合計	面積基準	園児1人当たり面積	基準適合
0歳児	3 人	10.08 m <sup>2</sup>	園児1人当たり3.3m <sup>2</sup>	3.36 m <sup>2</sup>	適合
1歳児	8 人	26.42 m <sup>2</sup>	園児1人当たり3.3m <sup>2</sup>	3.30 m <sup>2</sup>	適合
2歳児	8 人	16.59 m <sup>2</sup>	園児1人当たり1.98m <sup>2</sup>	2.07 m <sup>2</sup>	適合
保育室等の面積		53.09 m <sup>2</sup>			

(屋外遊戯場の面積基準)

○ 2歳児の数に応じた面積(基準上必要な面積)

園児の年齢	定員	面積基準	適合状況
2歳児	8 人	園児数×3.3m <sup>2</sup> 26.40 m <sup>2</sup>	適合

教育・保育施設確認基準適合調査

1. 基本情報

申請日	令和 5 年 月 日
申請者	社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会
認定こども園の名称	富田認定こども園
施設所在地	昭和台町一丁目1番1号
事業開始予定年月日	令和 5 年 4 月 1 日

3. 申請書

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント																									
✓	目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。	園則や運営規程で定めている施設の目的と合致しているか。																									
✓	名称	富田認定こども園	名称に「(認定)こども園」が入っているか。																									
✓	定員	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1号</td> <td>3歳児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> <td rowspan="2">(1号)3歳≦4歳≦5歳(満3歳児学級を設けるときは除く場合もあり)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号</td> <td>3歳児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> <td rowspan="2">(2号・3号)0歳≦1歳≦2歳≦3歳≦4歳≦5歳の定員設定となっているか。</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>35</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号</td> <td>0歳児</td> <td>1歳児</td> <td>2歳児</td> <td rowspan="2">1号 2号 3号 合計</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>24 106 46 176</td> </tr> </table>	1号	3歳児	4歳児	5歳児	(1号)3歳≦4歳≦5歳(満3歳児学級を設けるときは除く場合もあり)	5	9	10	2号	3歳児	4歳児	5歳児	(2号・3号)0歳≦1歳≦2歳≦3歳≦4歳≦5歳の定員設定となっているか。	33	35	38	3号	0歳児	1歳児	2歳児	1号 2号 3号 合計	6	18	22	24 106 46 176	
1号	3歳児	4歳児		5歳児	(1号)3歳≦4歳≦5歳(満3歳児学級を設けるときは除く場合もあり)																							
	5	9	10																									
2号	3歳児	4歳児	5歳児	(2号・3号)0歳≦1歳≦2歳≦3歳≦4歳≦5歳の定員設定となっているか。																								
	33	35	38																									
3号	0歳児	1歳児	2歳児	1号 2号 3号 合計																								
	6	18	22		24 106 46 176																							
✓	年間開園日数	293 日	日曜日及び国民の祝日を除いた日数となっているか。																									
✓	開園時間	<table border="1"> <tr> <td>平日</td> <td>7時30分～18時30分</td> <td>11時間</td> <td rowspan="2">11時間の開園時間となっているか。</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>7時30分～18時30分</td> <td>11時間</td> </tr> </table>	平日	7時30分～18時30分	11時間	11時間の開園時間となっているか。	土曜日	7時30分～18時30分	11時間																			
平日	7時30分～18時30分	11時間	11時間の開園時間となっているか。																									
土曜日	7時30分～18時30分	11時間																										
✓	教育時間	<table border="1"> <tr> <td>平日(水曜除く)</td> <td>9時00分～14時00分</td> <td>5時間</td> <td rowspan="2">公立園の教育時間を準拠</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>9時00分～11時30分</td> <td>2.5時間</td> </tr> </table>	平日(水曜除く)	9時00分～14時00分	5時間	公立園の教育時間を準拠	水曜日	9時00分～11時30分	2.5時間																			
平日(水曜除く)	9時00分～14時00分	5時間	公立園の教育時間を準拠																									
水曜日	9時00分～11時30分	2.5時間																										
✓	保育時間	<table border="1"> <tr> <td>平日</td> <td>8時00分～16時00分</td> <td rowspan="2">8時間</td> <td rowspan="2">8時間の保育時間となっているか。</td> </tr> <tr> <td>9時00分～17時00分</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>8時00分～16時00分</td> <td>8時間</td> <td></td> </tr> </table>	平日	8時00分～16時00分	8時間	8時間の保育時間となっているか。	9時00分～17時00分	8時間	土曜日	8時00分～16時00分	8時間																	
平日	8時00分～16時00分	8時間	8時間の保育時間となっているか。																									
9時00分～17時00分	8時間																											
土曜日	8時00分～16時00分	8時間																										
✓	教育週数	39 週	年間39週以上となっているか。																									
✓	長期休業日	<table border="1"> <tr> <td>夏</td> <td>7月21日～8月31日</td> <td rowspan="3">【1号子ども】長期休業日を設定しているか。園則等に記載されている休業日と一致しているか。※休業日を設けない園もある</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>12月25日～1月8日</td> </tr> <tr> <td>春</td> <td>3月23日～4月9日</td> </tr> </table>	夏	7月21日～8月31日	【1号子ども】長期休業日を設定しているか。園則等に記載されている休業日と一致しているか。※休業日を設けない園もある	冬	12月25日～1月8日	春	3月23日～4月9日																			
夏	7月21日～8月31日	【1号子ども】長期休業日を設定しているか。園則等に記載されている休業日と一致しているか。※休業日を設けない園もある																										
冬	12月25日～1月8日																											
春	3月23日～4月9日																											
✓	実施しない	幼稚園型一時預かり事業	実施の有無を確認する。 *実施している場合は、全体的な計画に盛り込まれているか確認すること																									
✓	実施する	延長保育事業																										
✓	実施しない	休日保育事業																										
✓	第1号 第2号	第1号(つどいの広場) 第2号(子育て相談) 第3号(一時預かり) 第4号(ファミサポ) 第5号(地域連携)	1事業以上実施しているか。																									

4. 別添1 組織計画書

チェック欄	項目	記入内容(概要)																
✓	全職員の配置計画	<table border="1"> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>保育教諭</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td>副園長・教頭</td> <td>2名</td> <td>調理員</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>主幹保育教諭</td> <td>2名</td> <td>その他職員</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計</td> <td>55名</td> </tr> </table>	園長	1名	保育教諭	33名	副園長・教頭	2名	調理員	5名	主幹保育教諭	2名	その他職員	12名			合計	55名
園長	1名	保育教諭	33名															
副園長・教頭	2名	調理員	5名															
主幹保育教諭	2名	その他職員	12名															
		合計	55名															

※副園長1名が主幹保育教諭を兼務のため、職員合計数は54名となる

5. 別添2 子育て支援事業計画書

チェック欄	項目	チェックのポイント
✓	全体	別に補助事業として行う地域子ども・子育て支援事業や市町村単独補助事業との重複はないか。 ※参考提出の補助事業一覧と照合。
該当なし	全体	第3号(一時預かり)を実施する場合は、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業で定める基準を満たしているか。
✓	工夫した点	地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図るものとなっているか。
✓	実施日及び実施時間	参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであるか。
✓	実施日及び実施時間	第1号(つどいの広場)又は第2号(子育て相談)を実施する場合は、週1回以上の実施となっているか。
該当なし	実施日及び実施時間	第4号(ファミサポ)又は第5号(地域連携)を実施する場合は、開園時間中は常時実施できるものとなっているか。
✓	従事する職員	子育て支援事業に従事する者は認定こども園の職員となっているか。 ※主幹保育教諭の専任でない等、定価格が減額となる。
✓	利用する施設	第2号(子育て相談)を実施する場合は、相談者のプライバシーが確保されるなど適切な設備等が確保されているか。
✓	利用する施設	第1号(つどいの広場)を実施する場合は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるか。
✓	利用料	事業の実施に当たって、定価格の基本分単価の範囲内に収まらず、利用料を設定する場合は、適正な利用料となっているか。

6. 別添3 職員配置及び学級編制計画書

チェック欄	項目	チェックのポイント
✓	保育教諭の資格	幼稚園教諭免許、保育士資格の双方を併有していない保育教諭は、経過措置の10年の間に、持っていない免許・資格を取得できる見込みがあるか。 原則、0歳から2歳を保育士資格保有者が、3歳から5歳を幼稚園免許保有者が従事しているか。
第12条	副園長・教頭の資格	副園長・教頭を設ける場合、その資格は、認定こども園法施行規則第12条の規定によるものか、それとも、第13条(第12条と同等の資格)の規定によるものか。
2人	子育て支援事業に専任化する主幹保育教諭等	子育て支援事業に専任化する主幹保育教諭等を何人配置しているか。
✓	子育て支援事業に専任化する主幹保育教諭等	子育て支援事業に専任化する主幹保育教諭等には適切な人材を配置しているのか。(幼稚園や保育所での勤務経験のない者を配置していないか等)
3人以上	調理員	調理員には、適切な人数を配置しているか。(自園調理をしない場合は除く。)保育が必要な園児が40人以下では1人、150人以下では2人、それ以上は3人
異年齢保育	学級編制	3歳児の学級編制は25人以下、4～5歳児の学級編制は35人以下となっているか。
✓	学級実員	学級実員(確認における利用定員)は、学級定員(認可定員)の範囲内に収まっているか。

✓	配置職員ローテーション表	時間ごとの職員配置は、職員配置基準を満たしているか。
該当なし	3歳児の学級編制を「35人以下」とする場合	3歳児学級を「25人以上35人以下」とする場合、学級につき、少なくとも2人の職員が担当しているか。*1人は非常勤でも可。また、2人体制は、教育時間のみ求めており、保育時間にまでは求めない。
✓	学級担任	学級に担任を一人以上おいているか 担任は、幼稚園免許を持っているか 教育時間中は学級の指導ができるようなシフトになっているか。

▼学級編制

○ 3歳以上の園児の学級数

学級数	4	学級
-----	---	----

▼職員配置基準

○ 基準上必要な職員数

園児の年齢	定員	職員配置基準	
0歳児	6人	÷	3人 = 2.0人
1歳児+2歳児	40人	÷	6人 = 6.6人
3歳児	38人	÷	20人 = 1.9人
4歳児+5歳児	92人	÷	30人 = 3.0人
園長の専任・兼任の別	専任		0.0人
基準上必要な職員数			14.0人

年齢別に、園児の数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下四捨)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによるものとする。

○ 配置基準の対象となる職員数

常勤職員数①	17	人
非常勤職員数	対象職員	0人
	常勤換算②※	0人
配置職員数①+②	17	人

※②は小数以下を四捨五入

基準適合状況	適合
--------	----

7. 別添4 園長となるべき者の履歴書

チェック欄	項目	チェックのポイント
✓	園長	専任の園長を置いているか(法14条第1項で園長は必置)
第12条	園長の資格	認定こども園法施行規則第12条の規定による園長か。それとも、第13条(第12条と同等の資格)の規定による園長か。
該当なし	園長の資格	認定こども園法施行規則第13条(第12条と同等の資格)の規定を適用する場合、同等の資格と認めることができるか。

8. 別添5 園舎及び園庭の配置表

チェック欄	項目	チェックのポイント
同一敷地	園舎等と園庭の配置	園舎等と園庭は同一敷地内に配置されているか。同一敷地内に配置されていない場合で、移行特例を適用する場合は、園児の移動時の安全等が確保されているか。
✓	園舎等と園庭の所有	園舎等の敷地及び園庭が借地等の場合は、制約なく継続的に使用できるものとなっているか。 賃貸借契約書等で、継続的に使用できるものとなっているか確認する。(国通知「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」を参照)
1階建	園舎の構造	2階建以上の園舎について耐火建築物となっているか。(保育所からの移行特例を適用する場合は、準耐火建築物(イ)でも可。) ※検査済書、確認申請書等で確認 ※保育室及び遊戯室は1階に所在しているため、問題なし
該当なし	避難設備(常用)	【2階以上に保育室等を設ける場合】 2階建以上の園舎について、条例で規定する <b>常用</b> の設備がそれぞれ1以上設けられているか。※図面のマーカー部分を確認

該当なし	避難設備(避難用)	【2階以上に保育室等を設ける場合】 2階建以上の園舎について、条例で規定する <b>避難用</b> の設備がそれぞれ1以上設けられているか。※図面のマーカー部分を確認
該当なし	避難設備(歩行距離)	【3階以上に保育室等を設ける場合】 3階建以上の園舎について、条例で規定する <b>常用・避難用</b> の設備が保育室等から歩行距離で30m以内に設けられているか。
該当なし	調理室	【3階以上に保育室等を設ける場合】 幼保連携型認定こども園の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
該当なし	不燃材料	【3階以上に保育室等を設ける場合】 壁・天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げているか。
該当なし	消防用設備等	【3階以上に保育室等を設ける場合】 非常用警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられているか。 ※図面で確認
該当なし	防災処理	【3階以上に保育室等を設ける場合】 カーテン、床敷物、建具等で可燃性の物について防災処理が施されているか。
該当なし	3階以上の保育室等	・3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の用に供するものとなっているか。※図面上にて確認。 ・満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設ける場合は、屋上園庭が設置されているか
該当なし	屋上園庭	①耐火建築物 ②教育保育要領の効果的実施 ③園児の利用しやすい場所に便所・水飲み場等を設置 ④防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意しているか ⑤地上の園庭と同様の環境の確保と園児の意思での屋上の行き来できるか。
該当なし	保育室	保育室の面積基準を満たした上で、3歳以上の園児の学級編制を1つの保育室内で行うことができるか。(保育所からの移行の場合のみ)

▼基本情報

園舎	所有形態	賃貸	延床面積	967.40	m <sup>2</sup>
園庭	所有形態	借地等	面積	12203.00	m <sup>2</sup>
	屋上の使用	使用なし	公園等の代替地の使用	使用なし	

※園庭は富田小学校の校庭含む。

避難経路	
常用	✓
避難用	✓

▼園舎の面積基準

○ 学級数に応じた面積

学級数	面積基準
1学級	180 0.00 m <sup>2</sup>
2学級以上	4 学級 320+100×(学級数-2) 520.00 m <sup>2</sup>



○ 満3歳未満の園児の数に応じた面積

園児の年齢	定員	面積基準	
0歳児	6人	園児数×3.3㎡	19.80㎡
1歳児	18人	園児数×3.3㎡	59.40㎡
2歳児	22人	園児数×1.98㎡	43.56㎡
基準上必要な面積			<b>122.76㎡</b>

○ 面積基準との適合

基準上の必要面積	<b>642.76㎡</b>
園舎の延床面積	<b>967.40㎡</b>

適合状況	<b>適合</b>
移行特例の適用	<b>該当なし</b>

(保育所からの移行のみ適用可能)

▼保育室等の面積基準

園児の年齢	定員	各室面積合計	面積基準	園児1人当たり面積	基準適合
0歳児	6人	<b>24.24</b> ㎡	園児1人当たり3.3㎡	<b>4.04</b> ㎡	<b>適合</b>
1歳児	18人	<b>62.35</b> ㎡	園児1人当たり3.3㎡	<b>3.46</b> ㎡	<b>適合</b>
2歳児	22人	<b>55.17</b> ㎡	園児1人当たり1.98㎡	<b>2.50</b> ㎡	<b>適合</b>
3～5歳児	33人	<b>63.00</b> ㎡	園児1人当たり1.98㎡	<b>1.90</b> ㎡	<b>移行特例 (幼稚園からの移行)</b>
3～5歳児	33人	<b>63.00</b> ㎡	園児1人当たり1.98㎡	<b>1.90</b> ㎡	
3～5歳児	32人	<b>59.50</b> ㎡	園児1人当たり1.98㎡	<b>1.85</b> ㎡	
3～5歳児	32人	<b>59.50</b> ㎡	園児1人当たり1.98㎡	<b>1.85</b> ㎡	

※施設整備後の令和7年4月1日からは解消予定

▼園庭の面積基準

○ 学級数に応じた面積

学級数	面積基準①		
2学級以下	0学級	330+30×(学級数-1)	0.00㎡
3学級以上	4学級	400+80×(学級数-3)	480.00㎡

○ 満3歳以上の園児の数に応じた面積

園児の年齢	定員	面積基準②	
3～5歳児	130人	園児数×3.3㎡	<b>429.00㎡</b>

○ 2歳児の数に応じた面積

園児の年齢	定員	面積基準③	
2歳児	22人	園児数×3.3㎡	<b>72.60㎡</b>

○ 面積基準との適合

面積基準①+③	552.60㎡	面積基準②+③	501.60㎡	園庭の必要面積	<b>552.60㎡</b>
園庭の面積	<b>12203.00㎡</b>	適合状況	<b>適合</b>	移行特例の適用	<b>該当なし</b>

(保育所からの移行のみ適用可能。ただし、②+③は満たすこと)

9. 別添6 食事の提供計画書

(食事の提供方法)

1号	<b>自園調理</b>	2号	<b>自園調理</b>	3号	<b>自園調理</b>
----	-------------	----	-------------	----	-------------

3号は外部搬入不可!

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
該当なし	外部搬入に必要な要件		栄養士による配慮があるか、受託業者は適切か、食事の内容は適切か、食育に取り組んでいるかといった要件を満たしているか。
該当なし	調理設備		調理室でなく調理設備で対応する場合は、食事を提供する園児数に対応できるものとなっているか。

10. 別添7 研修計画書

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
✓	研修	それぞれの保育教諭が学んできたことを職員会議等で伝達する習慣を身につける。年に2-3回は大学講師等を招き、研修会を設ける。	研修の内容や頻度、研修の機会を確保するための配慮は適切であるか。

11. 別添8 情報開示計画書

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
✓	情報開示	地域に開かれた子育て支援施設として、財務諸表、自己評価結果、監査報告書等をホームページに掲載する等、情報開示に努めている。	情報開示の基本的な考えや開示計画の内容は、保護者が適切に選択できるように足るものか。

12. 別添9 選考方法等計画書

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
✓	選考方法	定員を超えた場合は厳正な抽選を行い入園を決定する。	特別な配慮が必要な園児を受け入れるよう、公正な選考を行い、また、市町村との連携を図っているか。

13. 別添10 園児の健康及び安全確保の考え方

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
✓	園児の健康及び安全確保の考え方	子どもの発達段階に呼応したきめ細かな安全管理を行う。すべての安全項目について、マニュアルや点検表を作成し、評価、確認していく。	園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えているか。

○通園バス利用時の安全対策等

チェック欄	項目	チェックのポイント
なし	通園バスの有無	運行経路図等により、乗降場所、乗降園児数を確認する
-	乗車時間は40分程度に収まっているか。	
-	3号子どもを乗車させるか *3号子どもを乗車させる場合は、安全を考慮していることがわかる資料を求めると。	

14. 別添11 運営状況の点検又は評価等計画書

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
✓	自己評価	自己評価を行い、保護者に対するアンケート調査を実施し、その結果を開示するとともに、改善を図る。	自己評価を行い、その結果を公表しているか。
✓	苦情解決	園内に苦情申出窓口を設置し、解決していく。また、第三者委員に直接苦情を申し出できるようにする。	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

15. 経費の見積り及び維持方法を記載した書類(直近3年間の決算書及び事業開始年度の予算書)

チェック欄	項目	記入内容(概要)	チェックのポイント
✓	経済的基礎	これまで保育園として運営してきた実績と、安定して運営が可能な十分な資金がある。	認定こども園を運営するために必要な経済的基礎があるか。

16. 移行特例の適用状況

適用の有無	移行特例の内容	適用の有無	移行特例の内容
あり	保育教諭等の資格		【保育所】園庭の面積
あり	副園長・教頭の資格		園舎と園庭の位置
	【幼稚園】保育室等の設置階		【保育所】保育教諭としての看護師等
	【幼稚園】園庭の面積		園舎と園舎の位置
あり	【幼稚園】保育室の面積		園庭面積の公園等代替地の算入
	【保育所】園舎の構造		園庭面積の屋上の算入
	【保育所】園舎の面積		

# 施設及び事業所の付近見取図・平面図

①キラキラ園

②ぽぷらの里富田保育園

③富田認定こども園

地域型保育事業(小規模保育事業A型)

地域型保育事業(小規模保育事業A型)

教育・保育施設(幼保連携型認定こども園)

令和5年4月開設予定 幼保連携型認定こども園・  
小規模保育事業位置図

高槻市子どものための教育・保育の場

～ 幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業等 ～



- [施設区分]
- ▲ 公立幼稚園 (1号)
  - ▲ 民間幼稚園 (1号)
  - 公立保育所 (2・3号)
  - 民間保育所 (2・3号)
  - ◆ 公立認定こども園 (1～3号)
  - ◆ 民間認定こども園 (1～3号)
  - 民間小規模保育事業等 (3号)
  - ◎ 認可外保育施設・臨時保育室
- ※新制度に移行しない幼稚園は支給認定手続も不要

①キラキラ園

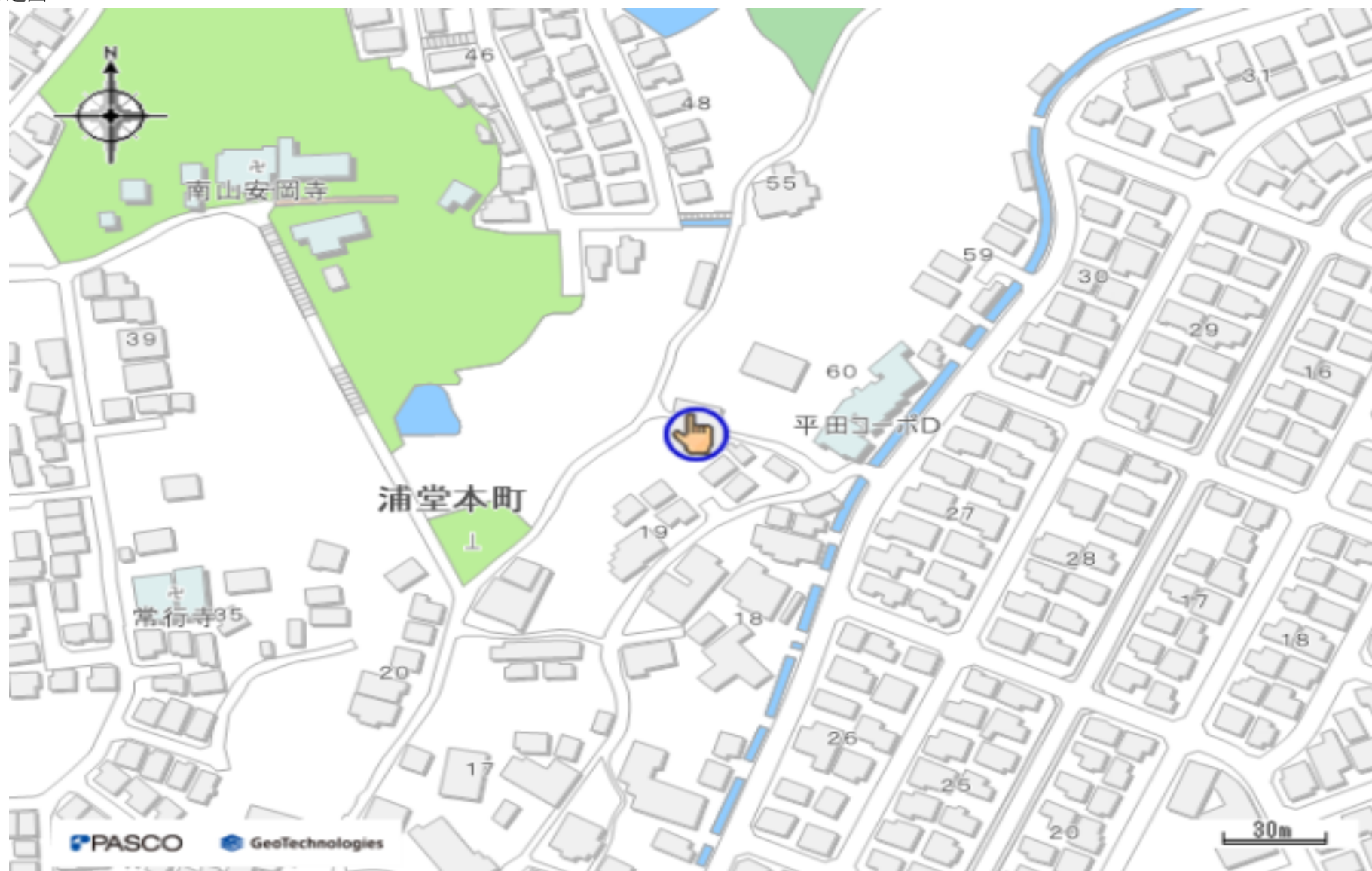
②ぼぶらの里富田保育園

③富田認定こども園

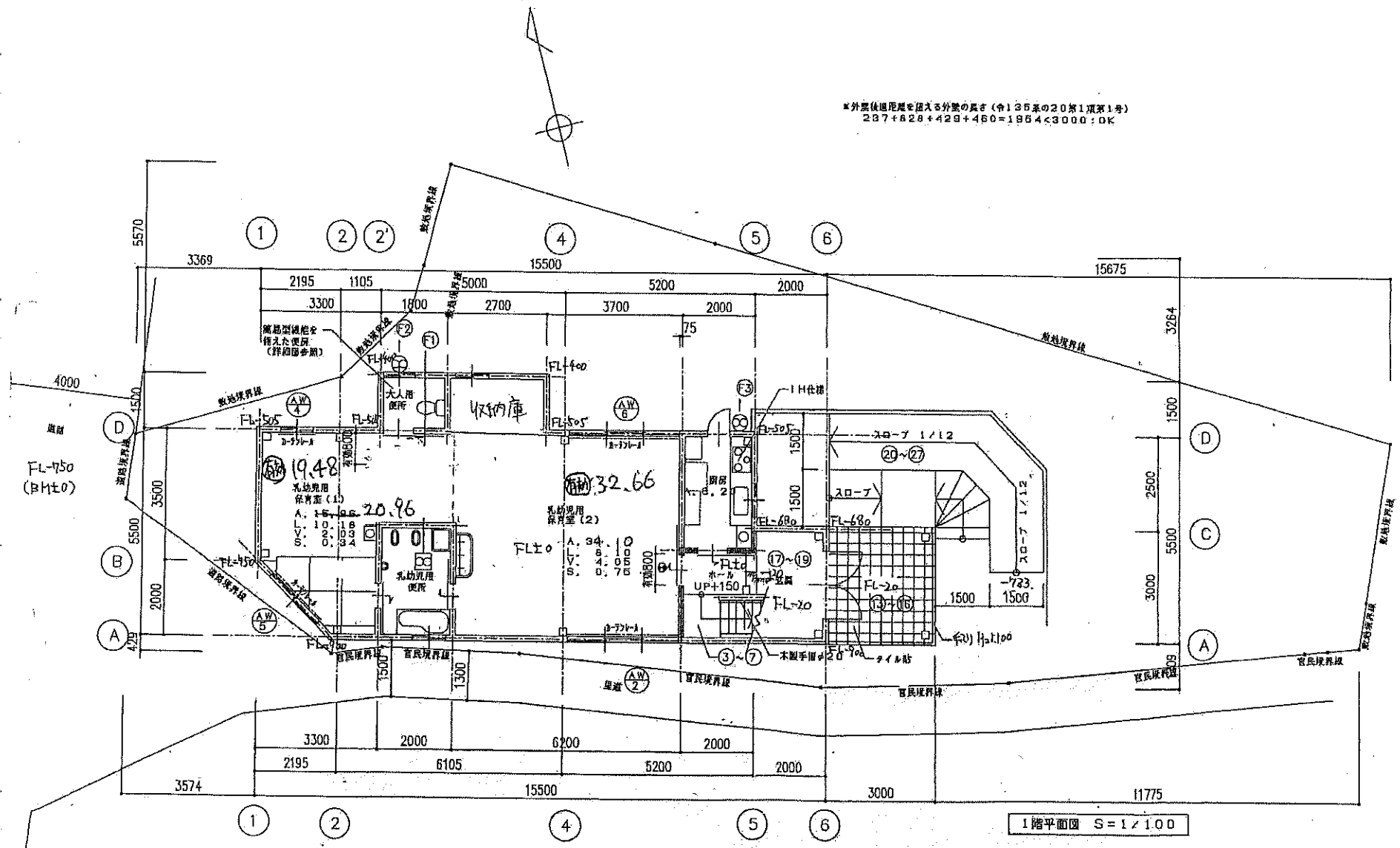


# ①キラキラ園

付近図

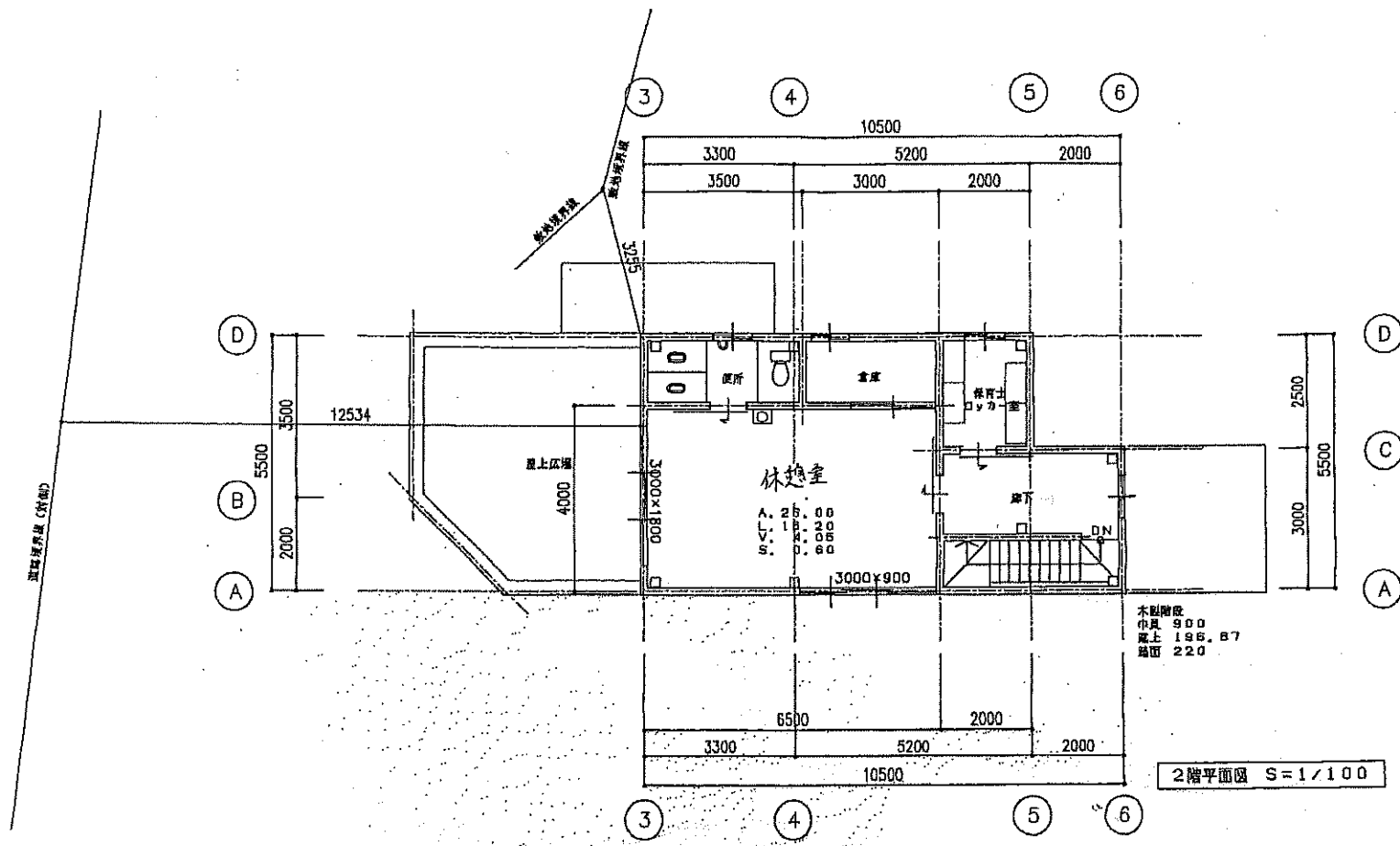


※外壁体間距離を記入する外壁の長さ(枠135系の20系1項第1号)  
 237+628+429+460=1354<3000:OK



1階平面図 S=1/100

- 凡例
- 耐火構造の壁 (スラブ下まで) PB112, B+PB18, B (両面貼付) → 給気口 (ベント) #100
  - 避難口誘導灯 収容人員 18名
  - 建築物件耐震円筒化基準チェックリスト項目
- 変更箇所  
変更後



 ながいけ建築設計事務所 1級建築士事務所登録 (大阪府) 第(ロ)29617号 1級建築士大臣登録 第293482号 長沼啓	PROJECT:	DRAWING TITLE:	Scale:	Checked:	A / 2
	ニコニコ屋新築工事	2階平面図	Date: 23.03.14	Drawn: N.NAGAIKE	

YAHOO! 地図  
JAPAN

(仮称)セラキラ園

C この周辺で再検索



かえで児童遊園

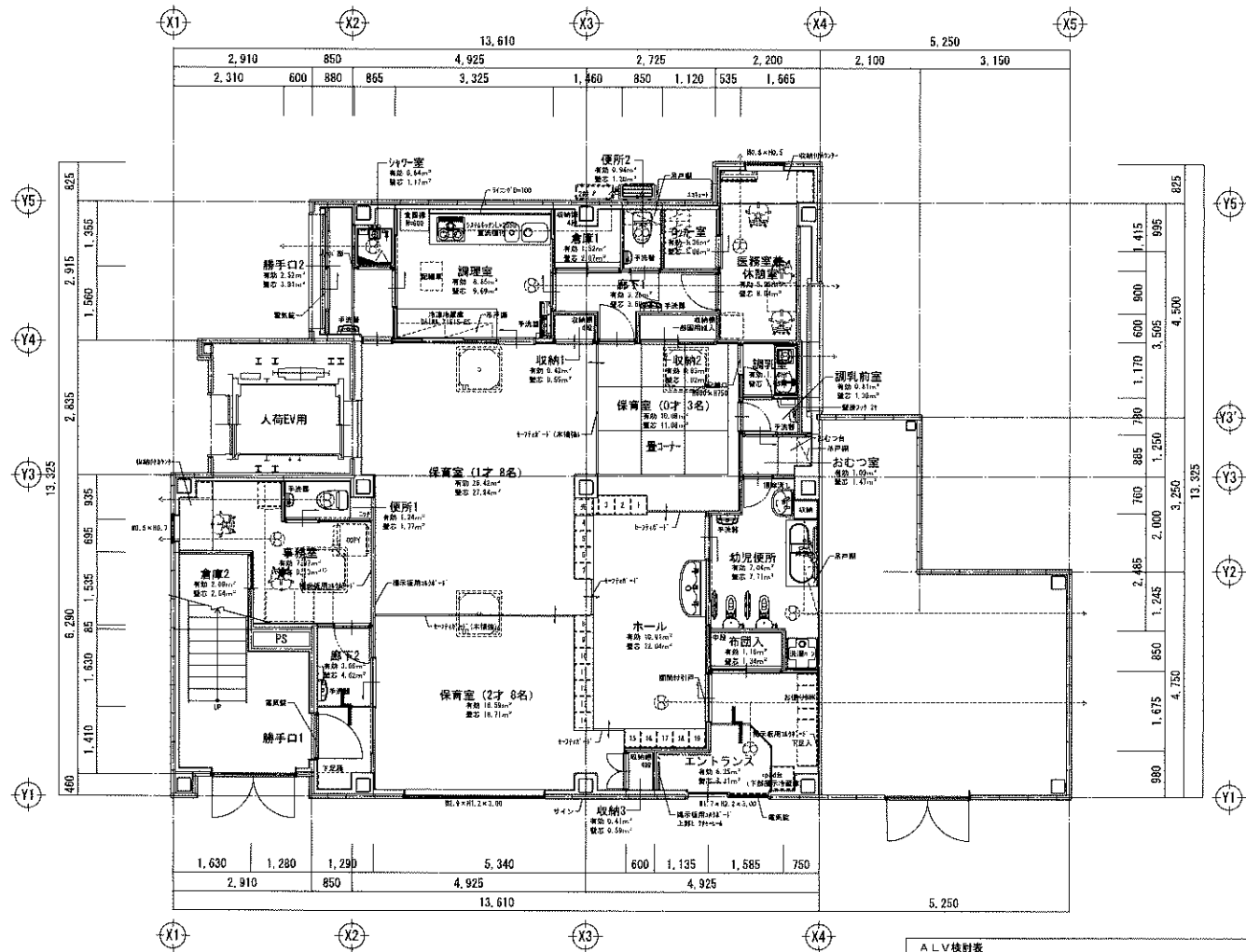
- 子どもは2列  
保育士は、前方、中間～後方につく
- ほとんど車は通らないが、自転車、歩行者に  
気をつけ、右側通行で歩く。  
車が来た時は、道の端に寄り、止まって  
通過を待つ。



## ②ぽぷらの里富田保育園

付近図





室名	A	L	V	S	備考
エントランス ホ-ル ホ-ル・保育室 (2室1室)	77.08	23.57≧15.42	機械換気	告示1436号 4-2-(4)	A: W1.75×H2.5×3 (採光係数3) A: W2.90×H1.2×3 (採光係数3) V: W1.75×H2.50 S: 内装不燃
事務室	9.13	非常用照明	機械換気	0.25≧0.18	A: V: S: W0.5×H0.5
医務室兼休憩室	8.04	非常用照明	機械換気	0.40≧0.16	A: V: S: W0.8×H0.5
調理室	9.69	非常用照明	機械換気	告示1436号 4-2-(4)	A: V: S: 内装不燃

## ～屋外遊技場の位置図 子どもの移動時の安全確保等～

**1** エントランスを出た後、バリアフリーになっている所を通り歩道にできるようにする。  
歩道に出る際は、後方より歩行者がいないか十分に確認を取る。  
自転車は自転車専用道路があるが、歩道を自転車が走っていないかどうかの確認も必ず行う。

**2** 停止線がなく、横断歩道がない交差点。歩行者はもちろん、右左折時の自転車、バイク、自動車がないか十分に確認し、直進する。  
避難車に関しては、歩道が少し途切れる為、特に雨天の翌日などは避難車の足がすくわれないように段差に注意する。

**3** 少し見通しが悪く、横断歩道がない交差の為、歩行者、右左折時の自転車やバイク、自動車がないか十分に確認し、直進の後、左折する。  
また、左折後の歩道が非常に狭いため、園児は全員保育者を手を繋ぐか、避難車に乗せた状態で公園入口までいく。

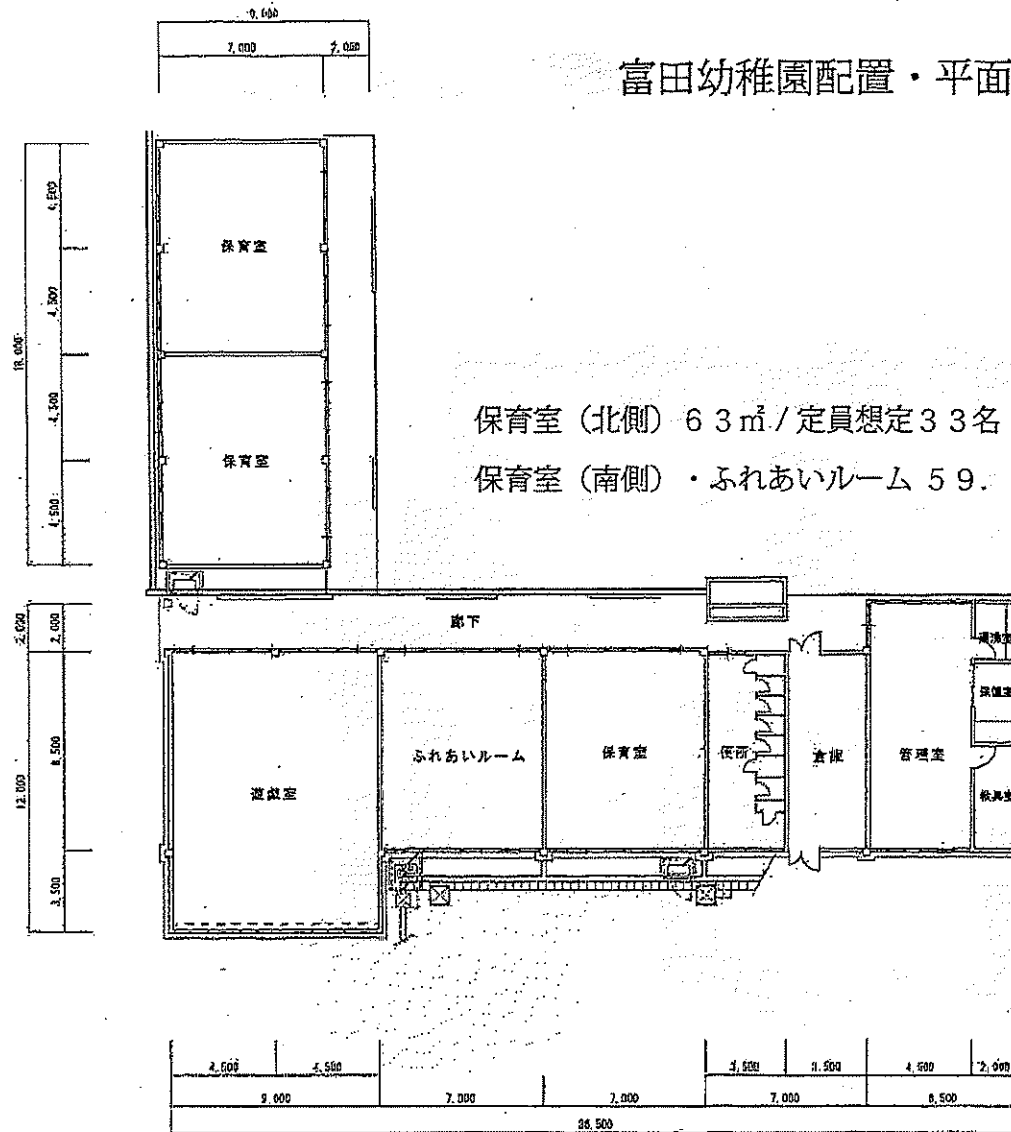


### ③富田認定こども園

付近図



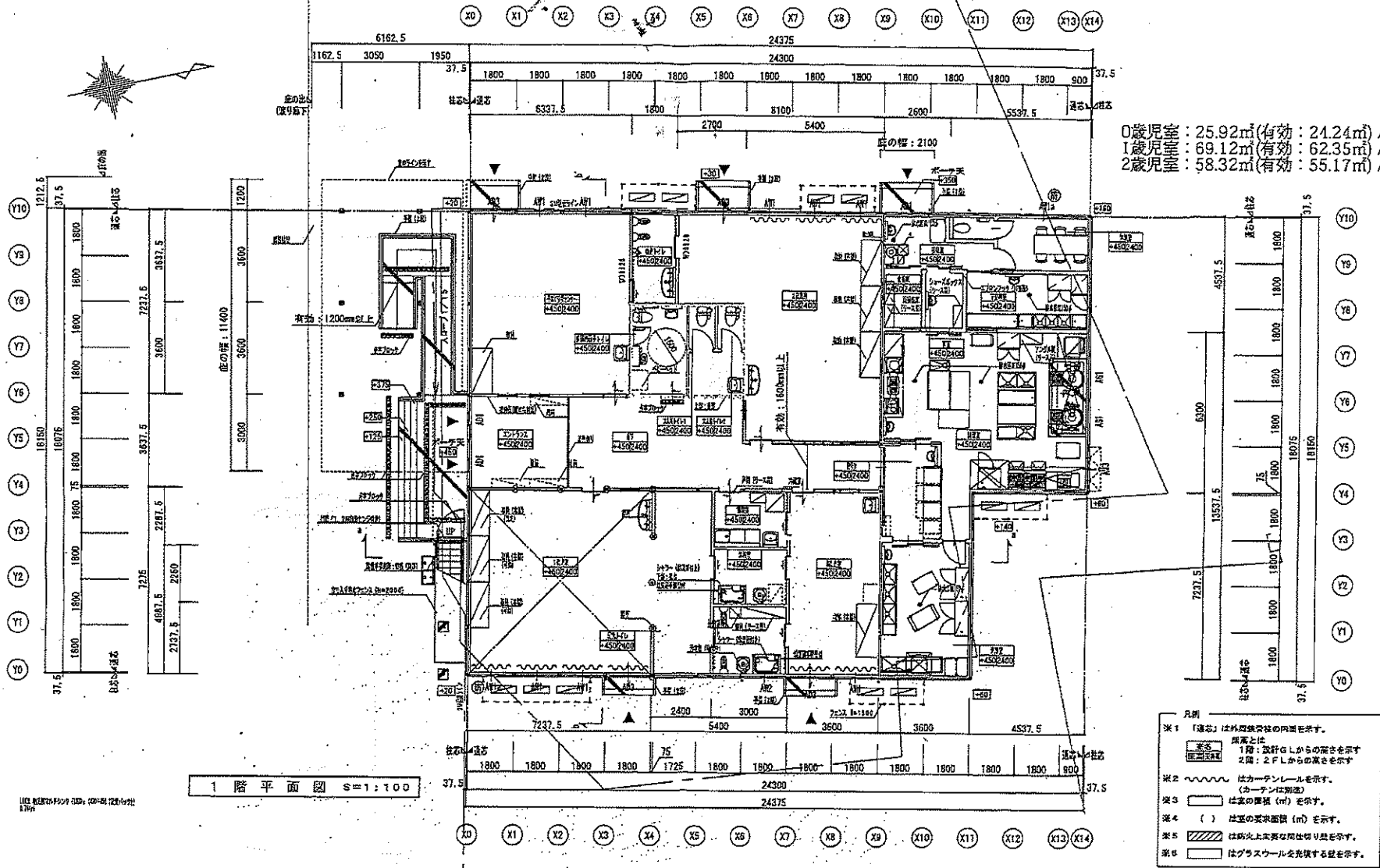
富田幼稚園配置・平面図



保育室（北側）63㎡ / 定員想定33名（弾力後35名）

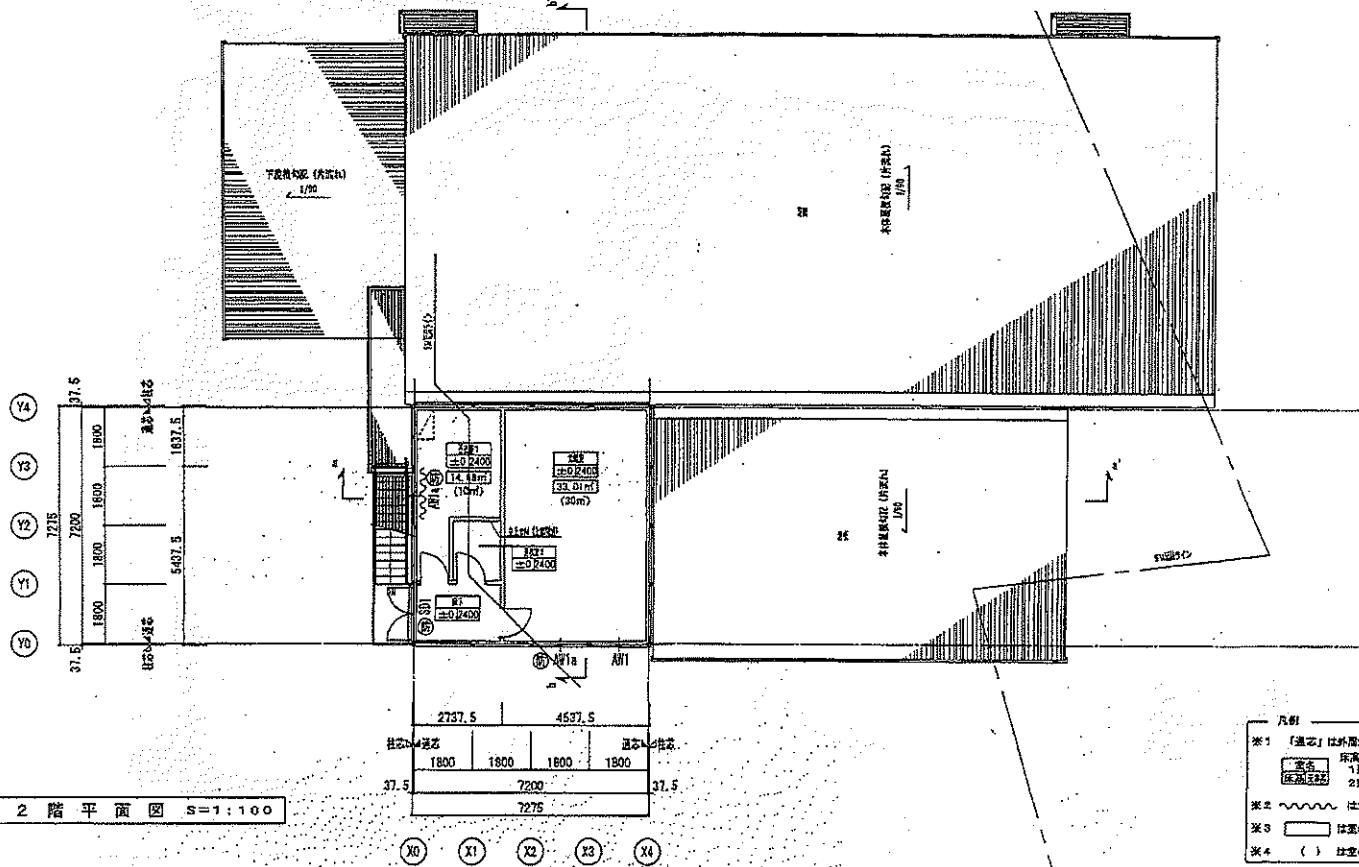
保育室（南側）・ふれあいルーム 59.5㎡ / 定員想定32名（弾力後35名）

★	Name	⑧ 富田幼稚園
	Class	1階平面図
Sheet No.	Scale	S=1:200
	Checked by	高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課



0歳児室: 25.92m<sup>2</sup>(有効: 21.24m<sup>2</sup>) / 定員6名  
 1歳児室: 69.12m<sup>2</sup>(有効: 62.35m<sup>2</sup>) / 定員18名  
 2歳児室: 58.32m<sup>2</sup>(有効: 55.17m<sup>2</sup>) / 定員22名

訂定事項	年月日	計画	大和リース株式会社 大和リース株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	設計者	大和リース株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	監理者	大和リース株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	工事名	(仮称) 富田認定こども園仮園舎整備業務	年月日	2022.06.24	図名	1階平面図	縮尺	1/100 (A2) 1/150 (A3)	図番	05K-71-5048	備考	A-03
------	-----	----	--	-----	---	-----	---	-----	----------------------	-----	------------	----	-------	----	--------------------------	----	-------------	----	------



2階平面図 S=1:100

凡例

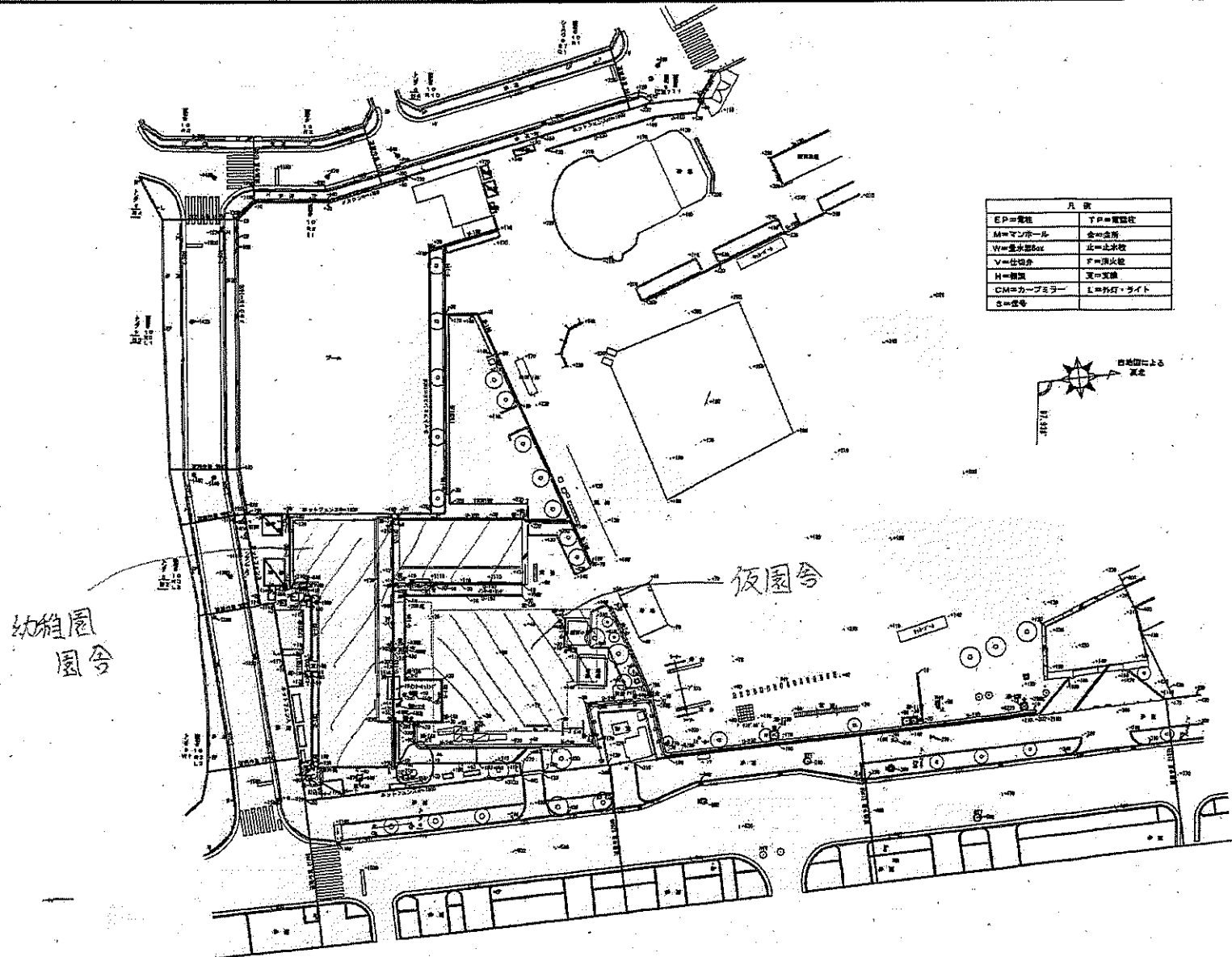
※1 「通気」は外周壁等の内面を示す。  
 所定仕様  
 1階：天井G.L.からの高さを示す  
 2階：2F.L.からの高さを示す

※2 はカーテンレールを示す。

※3 は室の面積 (㎡) を示す。

※4 ( ) は室の要求面積 (㎡) を示す。

訂文事項	年月日	図名	大和リース株式会社	大和リース株式会社	建築設計一級建築士	建築設計一級建築士	工事名称	年月日	図印
			大和リース株式会社	大和リース株式会社			(仮称) 喜田認定こども園仮設会費給業務棟	2022-06-24	
			大和リース株式会社	大和リース株式会社				図番	OSK-71-004B
			大和リース株式会社	大和リース株式会社			2階平面図	縮尺	S=1:100 (1/2)
			大和リース株式会社	大和リース株式会社				図番	A-04
			大和リース株式会社	大和リース株式会社				製図	令和 年 月 日



訂正事項	年月日	概 要	大和リース株式会社 大和リース株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111 代表取締役 山本 隆夫	代表取締役 山本 隆夫	代表取締役 山本 隆夫	工事名称 (仮称) 富田認定こども園仮園舎整備業務	年月日 2022.06.21	発行印
			支店責任者 山本	現場責任者 山本	現場責任者 山本	現場責任者 山本	図 号 03K-71-SD48	
						現場 04:400 (G) 0-1200 (G)	図 号 03K-71-SD48	令和 年 月 日